（７）病児保育事業の推進について（関連資料18、19参照）

① 質の向上について

病児保育事業は、病気になった子どもの保護者が希望に応じて就

労できるようにするために重要な事業であるが、感染症の流行や、

病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の

変動が大きく、経営が不安定になる等の状況が生じている。

このため、2018（平成30）年度予算案においては、

・運営費の基本単価について、事業の安定によりつながるような補

助の仕組みとした上で、

・利用児童数に応じた加算について、現在2,000人となっている上限

を見直し、2,000人を超えて利用した場合においても、利用児童数

に応じた加算を行う

こととしているため、各市区町村におかれては、安定的な事業の実

施のために必要な財政措置を講じていただくとともに、地域の保育

ニーズに対応できるよう、病児保育事業の普及に積極的に取り組ん

でいただきたい。

② 横展開について

病児保育事業の安定的な事業運営や、質の確保等について取り組

まれている事業所について、その取組内容や課題等を事例としてと

りまとめ、昨年11月に「病児保育取組事例集」を作成し、各市区町

- 19 -

村あて事務連絡により送付したところである。

各市区町村におかれては、本事例集を事業実施者等に周知してい

ただくとともに、地域の実情等に応じてご活用いただき、病児保育

事業の充実に努めていただくようお願いする。

③ 柔軟な事業実施について

「病児対応型」及び「病後児対応型」の実施場所については、「病

児保育事業（病児対応型・病後児対応型）実施に係る留意点ついて」

（平成27年７月29日事務連絡）においてお示ししているとおり、事

故防止及び衛生面に配慮されているなどの要件を満たし、児童の養

育に適した場所であることを十分に確認した上で、例えば、稼働外

の診療室など、病院・診療所等の空きスペースを利用し、柔軟に事

業を実施することを可能としているため、ご留意いただきたい。



